改 正 前 改 正 後

## 第1条 (略)

- 2 前項の規定にかかわらず、病院の経営上必要があり、かつ、<u>共通経費経理委員会</u>の承認を得たときは、 医学部附属病院については、この規程の一部又は全 部を適用しないことができる。
- 第2条 共通経費に関する予算(以下「共通経費予算」 という。)は、毎年度初めに<u>共通経費経理委員会の議</u> を経て定める。

(中略)

- 第6条 共通経費に関する決算は、年度経過後速やかに作成し、<u>共通経費経理委員会</u>の承認を得るものとする。
- 第7条 <u>共通経費経理委員会は、次の各号に掲げる委</u> 員で組織し、財務担当理事が委員長となる。
  - (1) 財務担当理事
  - (2) 共通経費を負担する部局の長
- 2 共通経費経理委員会に関する事務は、契約・資産 事務センターにおいて処理する。

(後略)

## 第1条 (同 左)

- 2 前項の規定にかかわらず、病院の経営上必要があり、かつ、財務担当の理事(以下「財務担当理事」という。)が共通経費を負担する部局の長の承認を得たときは、医学部附属病院については、この規程の一部又は全部を適用しないことができる。
- 第2条 共通経費に関する予算(以下「共通経費予算」 という。)は、毎年度初めに<u>共通経費を負担する部局</u> の長の承認を得て財務担当理事が定める。
- 第6条 共通経費に関する決算は、年度経過後速やかに作成し、<u>財務担当理事は、共通経費を負担する部</u>局の長の承認を得るものとする。
- 第7条 <u>この規程に定めるもののほか、共通経費に関する必要な事項は、財務担当理事と共通経費を負担する部局の長で協議して定める。</u>

附 則

この規程は、平成21年11月2日から施行する。